

恵那市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定への意見募集について

1. 条例制定の目的

この条例は、工場立地法の規定による工場敷地内の土地利用の制限（緑地面積率等）を緩和することにより、設備更新等に伴う既存工場の増改築、新規の企業立地を促進するとともに、市内産業の振興及び雇用の拡大を図り、企業の生産活動を支援することを目的とする。

2. 条例制定の背景

工場立地法では、一定規模以上の工場（以下「特定工場」という。）において、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合等が、工場立地に関する準則（以下「法準則」という。）により規定されているが、平成24年4月1日より地域準則制定権及び関連事務が全ての市に移譲されたことで、法準則に代えて地域の実情に合わせて、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合等を条例（以下「市準則」という。）により定めることができるようになった。

当市においても、周辺環境の保全・調和を図りながら、既存工場敷地の有効活用を可能にすることにより、設備更新等に伴う既存工場の増改築、新規の企業立地促進等により企業の生産活動を支援するために、工場立地法第4条の2第1項の規定により市準則の条例を制定し、企業の土地利用の制限を緩和する。

3. 工場立地法による規定

【法準則】

	緑地の面積率	環境施設の面積率	重複緑地の参入率
全区域一律規定	20%以上	25%以上	25%以下

【市準則で定めることができる基準の範囲】

	緑地の面積率	環境施設の面積率	重複緑地の参入率
第1種区域	(20%超 30%以下)以上	(25%超 35%以下)以上	50%以下
第2種区域	(10%以上 25%以下)以上	(15%以上 30%以下)以上	
第3種区域	(5%以上 20%未満)以上	(10%以上 25%未満)以上	
第4種区域	(5%以上 25%以下)以上	(10%以上 30%以下)以上	

・第1種区域：第1・第2種低層住居専用地域、第1・第2種中高層住居専用地域、

　　第1・第2種住居地域、準居住地域、近隣商業地域、商業地域

・第2種区域：準工業地域

・第3種区域：工業地域、工業専用地域

・第4種区域：第1・第2・第3種区域以外の区域

4. 市条例の概要

市内企業の実情、県内の近隣市町村の市準則制定状況を踏まえて、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び用途地域以外の地域について、緑地面積率等を以下のとおり緩和する。

【恵那市の現状】

	緑地の面積率	環境施設の面積率	重複緑地の参入率
恵那市	20%以上	25%以上	25%以下

※市準則の条例を制定していないため、法準則が適用される。

【市条例の制定後】

	緑地の面積率	環境施設の面積率	重複緑地の参入率
第2種区域	10%以上	15%以上	50%以下
第3種区域	5%以上	10%以上	
第4種区域	5%以上	10%以上	

※第1種区域については、住居の用に併せて商業等の用に供されている区域のため、今回の市条例制定の趣旨に適合しないため、緑地率等の緩和対象とはしない（従前の法準則による適用）。

施行年月日：令和7年4月1日

5. 意見募集期間

令和7年12月16日（月曜日）から令和7年1月14日（火曜日）まで

6. 意見提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) ご意見

を記入のうえ、下記の方法でご提出ください。

- ・直接持参する場合：恵那市役所 西庁舎3階 商工課
- ・郵送の場合：〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1 恵那市役所 商工課 宛
- ・ファックスの場合：0573-26-2861
- ・電子メールの場合：kigoyuchi@city.ena.lg.jp

【お問い合わせ先】

恵那市役所 商工課 企業誘致推進室

担当課長：大嶋

担当：曾我・小林

電話番号：0573-26-2111（代表）